

2008年 9月 24日

横須賀市長 蒲谷 亮一 様

2009年度横須賀市予算に対する  
**日本共産党市議会議員団の要望**

日本共産党横須賀市議会議員団

団長 井坂 新哉  
ねぎし かずこ  
大村 洋子

## 2009年度予算要望書の提出にあたって

はじめに

2009年度の予算編成に対し、日本共産党の予算要望書を提出いたします。要望書には市政ばかりではなく、国政・県政に対する要望も含まれておりますが、市民の切実な願いを実現するため、貴職の立場から努力されるよう要望します。

貴職は1昨年6月に、市長選挙の公約を翻し、原子力空母の母港化を容認しました。安全説明書として米軍が提出したファクトシートは、安全性の証明としては極めて不十分な内容であるにもかかわらず、それを鵜呑みにした政府の説明を独自の検証もせず受け入れました。しかし、受け入れを表明してからの2年間で原潜ホノルルから放出されたと思われる放射性物質の検知、米海軍のイーゼス艦火災や原子力潜水艦の安全点検記録の改ざん、原子力空母ジョージワシントンの火災、原潜ヒューストンの放射能漏れ事故などファクトシートに関係する事故が多発しました。その具体的な追求をしないまま米軍や政府の説明を信頼するとの対応は、安全確保に背を向けた対応といわざるを得ず、母港化受け入れに積極的に協力してきたといえるものです。これは市民の願いを裏切るものであり、市民の命と安全に責任を持つ自治体の長としてあるまじきものとして、厳重に抗議し、原子力空母の容認を撤回し、原子力空母入港を拒否するよう強く要求します。

原子力空母の母港化は米軍の世界戦略に基づく再編計画の要をなすもので、他国への先制攻撃を担う危険な役割をいっそう強化するものです。

アメリカは、テロとの戦いとしてアフガニスタン戦争やイラク戦争を始めましたが、7年経っていっそう混迷を深め、収束の見通しも立っていません。

もうこれ以上横須賀をアメリカの戦争に利用させることは許せません。米軍再編で基地強化・恒久化に反対している自治体と共同して、原子力空母の母港を返上するよう強く求めます。

経済の混迷もいっそう深刻さを増しています。投機資本が原因で原油や穀物が大幅に値上がり国民生活を圧迫しています。アメリカに端を発したサブプライムローンの破綻により金融市場も大きな不安を抱える状況です。この

ような経済状況を政治がコントロールできないでいるばかりか、そのつけを社会保障の削減や増税など国民にしわ寄せをする方向に向かっていることは、到底許せるものではありません。

横須賀市政においても、小泉構造改革の一環として行われた「三位一体の改革」と称して、国の財政の失敗を押し付けられています。それを具体化しているのが自公政権のもとで地方自治体に課せられた「集中改革プラン」などです。

こうしてもっばら市民負担増の施策を推進し、市民生活に大きな打撃を与えております。年金生活者にとっても、現役世代にとっても、さらには中小業者にとっても、家計の収入が減少しているなかで、医療・教育などの負担増加はもう限界を超えています。

以上述べましたように日本共産党市議団は貴職とは政治的立場を異にしておりますが、自治体や市民生活にかかわる問題では協働してとりくむべき課題が多く存在します。私たちは違いは違いとして厳しく主張しますが、自治体が本来果たすべき役割など協働すべきは協働して担うという立場から要望書を提出するものです。

要望書は市民から寄せられた切実な願いであり、いろんな角度からよく検討していただき、予算編成に反映されるよう切望いたします。

# 1 介護・福祉・医療、くらし

## (一)介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたっては、常時市が高齢者の実態を詳細に把握し、検討すること。また、介護予防事業については、地域包括支援センターと情報交換し、地域での介護予防事業が拡大するよう努めること。
- ② 特養ホーム等のホテルコスト、食事経費の徴収によって利用者と介護者・家族の生活に与える影響や、入居が必要なのに利用できなかったケースが出ていないかなどの調査を実施し、低所得の方でも必要なサービスが受けられるように対策を強めること。
- ③ 特定高齢者の把握については、計画数と実態があまりにもかけ離れていることを考慮し、実態に即した計画とすること。また、特定高齢者しか使えない予防事業の特定プログラムを一般高齢者も使えるように変えること。
- ④ 介護度や要支援で決められたサービス量を超え、自費でサービスを受けていることが多くなっていると聞いている。その実態を各事業所などに問い合わせをし、自費を含めた介護の状況を把握すること。
- ⑤ 極めて公共的な役割のある地域包括支援センターがその機能を十分発揮できるよう市として指導・助言を十分に行い、地域住民の介護や介護予防を充実させること。
- ⑥ 地域包括支援センターが地域のネットワーク作りができるような体制の確保と情報提供などを市として支援を強化すること。
- ⑦ 地域包括支援センターに対する委託費を増額し、国に対しても増額するよう要求すること。また、地域包括支援センターが地域支援事業をもっと積極的に行えるよう支援するとともに支援事業費の増額をし、国にも増額を要求すること。
- ⑧ 市の在宅介護支援センターについては、必要人員を確保し、民間で対応できないケースをカバーするなどセーフティネットとしての役割を果たすこと。
- ⑨ 生活保護水準にある介護被保険者の保険料と利用料の減免にあたっては、一般会計で負担し、国・県へ交付要求すること。
- ⑩ 在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすること。また預貯金に関しては横浜市並みにするなど拡大をはかるなど、低所得者対策のさらなる拡大をはかること。
- ⑪ 不足している通所や訪問のリハビリ等を確保するため、当面、市として作業療法士、理学療法士を確保し、必要なサービス提供を行う。また、奨学金を設け

るなど、養成に力を入れること。

- ⑫ 市立の特別養護老人ホーム・老人保健施設を建設し、高齢者福祉におけるサービス水準の維持向上や緊急対応など市民要望に応える公的役割を果たすこと。1000人を超える待機者を解消するため、改定される計画に特養ホームの増設はもちろんのこと、地域密着型特養ホームや小規模多機能型施設などの増設を数値目標を設定すること。
- ⑬ 高齢者のグループホームの建設促進のため、設置費助成を行う。また、非営利団体が実施する場合は、運営費助成も行うこと。
- ⑭ 近年介護の現場で働くケアマネージャーやヘルパーなどが、やめるケースが増えている。その原因は労働条件や給与の問題に関係すると考えられる。市としてその状況を掴むため、介護施設に働く職員の労働状況などを把握し、必要があれば改善を求めること。
- ⑮ 介護報酬の減、ホテルコストの導入などにより、施設の経営が大変な状況になっていると聞いている。市としてその実態を明らかにすること。

## (二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 福祉電話を要望に応え増やす。緊急通報システムを早急に拡充すること。同居者が64歳以下でも要介護認定を受けていたり、知的障がい者などの場合もあるので、年齢で区切るのではなく、世帯の実情に合わせて利用できるような幅を持たせた運用に改善する。また、設置費は無料に戻すこと。
- ② 地域での介護予防事業やネットワークを広げるために「いきいきふれあいサロン」などを拡充する。また、そのような取り組みを広げるために空き店舗などを借り上げ、地域商店街振興にも役立つような地域のふれあいの場を整備すること。
- ③ 高齢者が外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作るために「無料敬老パス」の支給を横須賀の実状に見合った方式で実現すること。また、藤沢市・鎌倉市などが実施している高齢者優待乗車制度を実施する。当面、利用者の意見を聞いて、ルシア号を充実し、全市を運行するようコースの見直しを行うこと。
- ④ 久里浜・大津・追浜行政区内に早急に老人福祉センターを設置する。すべての老人センターにエレベーターを設置すること。
- ⑤ 各種市施設の高齢者利用料金を「受益者」負担論などの視点だけで考えるのではなく、病気予防や介護予防など広くとらえて、高齢者が元気に活動することを支援する立場から無料にすること。

- ⑥ はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業をいっそう充実させること。

### (三)障がい者(児)福祉を拡充し、ノーマライゼーションを推進する。

- ① 久里浜と浦賀の行政センターにエレベーター設置を急ぐなど、公共建築物（投票所を含む）、公園、道路などのバリアフリー化をよりいっそうすすめ、鉄道、銀行、大型店など民間事業者にも協力を求めること。
- ② 公共施設への障がい者施設の併設や合築を推進する。地域作業所の製品を市のすべての施設で販売できるようにする。また、新設するすべての施設に地域作業所などの製品販売コーナーを設置し、関係部局が協力し推進に努めること。
- ③ 自立支援法が施行されたが障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこなうとともに、法内施設への移行などについては個々の作業所の意向を十分尊重すること。
- ④ 障がい者地域作業所に対する補助を以下のように拡充すること。
  - (1)障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、計画的に基本補助額を大幅に引き上げること。
  - (2)重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。
  - (3)耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設の提供を検討すること。
  - (4)運営年数が長期化し、作業所の建物の老朽化等が進んでいることから、修繕や改修、建替えのための補助金制度を創設すること。
  - (5)地域作業所を運営する団体が地域作業所の確保のため建物を所有した場合のため、建設費補助や利子補給制度などの補助金制度を設けること
- ⑤ 不足している障がい者施設の維持や増設をはかるため、自立支援法の施行により法人移行の意思のある小規模作業所に対して、実績をふまえ、認可施設設置促進が図られるよう公有地の提供を含めた支援策を検討すること。
- ⑥ 障がい者の日常的なスポーツ要求に応えるために、指導者の養成・配置を積極的にすすめるとともに、施設の拡充を図る。また、身近な地域で障がい者が楽しめる余暇活動の場を広げること。
- ⑦ 08年度削減されたタクシー料金の一部やガソリンの一部助成を元に戻すこと。
- ⑧ 民間社会福祉施設への市の単独補助を増額すること。
- ⑨ 児童相談所の受け皿となる重度心身障害児の施設を障害福祉計画に盛り込み、一刻も猶予ならない事態を考え、市として建設を進めること。

- ⑩ 自閉症に対する正しい理解をひろげるとともに、授産施設、地域作業所等の福祉的就労施設では、自閉症に詳しい指導員・相談員を配置できるよう援助すること。
- ⑪ 自立支援法のもとでも最低限今までの福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。
  - (1)施設やサービス事業者のサービス内容について、利用者が判断しやすい評価システムを作ること。
  - (2)施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化すること。特に入所施設については、家族や関係者が資料などの閲覧ができるなど情報の公開や施設運営の透明度を図るよう指導・監査すること。
  - (3)サービス量の認定は、利用者の意向を十分に反映させること。
  - (4)障がい者に対する相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。
  - (5)サービス供給不足を早急に解消すること。施設やサービス事業者が利用者を選択するいわゆる「逆選択」が起きないように市として適切な指導体制を確立すること。特に施設入所については待機者が多いため、市が責任を持って施設整備を計画的におこなうこと。
  - (6)在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
  - (7)障害者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請する。市としても就労援助金などの助成制度を拡充するなどの対応を検討すること。
- ⑫ 生活ホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。
- ⑬ 生活ホームの運営費補助については、県が行っているような中・軽度者の加算をつけるようにすること。
- ⑭ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
  - (1)手話通訳者・要約筆記者を専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
  - (2)距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。交通費の実費は別途市が負担すること。
  - (3)難聴者への要約筆記の派遣事業は、障害者手帳を持っている人全部を派遣対象とすること。
  - (4)長寿社会課がおこなっている日常の安否確認を高齢の聴覚障がい者にもおこなうこと。
- ⑮ 視覚障がい者からの次の要望を実現すること。

- (1)市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。
- (2)市道に点字ブロックを設置する際は、県条例の整備基準に基づくとともに、視覚障がい者の声も反映させること。
- (3)S Pコードの普及に努め、市広報や公文書に記載するようにする。音声読み取り装置のカウンターへの設置をすすめるとともに、個人などで購入する場合には助成すること。
- ⑩ 透析のための通院介助の必要な人工透析者に対する通院介助のための移送サービスを創設すること。今年通院の送迎が必要な透析患者に対するタクシー利用券の枚数が増えたが、さらに拡充する。住宅のバリアフリー化をすすめるため、重度障がい者住宅設備改良費補助制度の大幅改善を行うこと。
- ⑪ 身体障がい者のショートステイを受け入れる施設の拡充を図る。また、利用するためのハードルが高いといわれているが、利用しやすくなるよう市が関係者と調整するなど、特段の配慮をすること。
- ⑫ 障がい者自立支援法案の早期見直しを国に強く求めること。特に負担のあり方を支払う能力に応じて払う制度にするよう見直すこと。
- ⑬ 区分認定の判定までのプロセスを見直すよう国に強く求めること、特に認定に当たっては障がいの特性や個々の生活状況を認定に反映させること。
- ⑭ 市として支給決定に当たっては、利用者の意向を十分反映するとともに障がい者の生活を守るナショナルミニマムとしてその費用を増額するよう国に求めること。
- ⑮ 地域生活支援事業については、大幅に国の予算を増やすよう求めること。
- ⑯ 低所得者に対する利用料の減免措置を設けること。
- ⑰ 国連で採択された障がい者権利条約を生かすため、国の施策待ちに成らないで、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け具体的にとりくむこと。
- ⑱ 精神障害者とその年老いた家族が生活困窮による共倒れするのを防ぐため、生活保護受給への立ち上がり資金として「重度障害者等福祉手当」を「基金」などを設置して、前借で運用できるようにするなど柔軟に対応できるよう改善すること。
- ⑲ 障がい者雇用をすすめるため、特例子会社を市内に誘致するよう取り組みを強めること。
- ⑳ 知的・精神障がい者を市役所で雇用するよう努めるとともに、法定雇用率を超えて障がい者の雇用に努力すること。
- ㉑ 障害者の就労促進のため、指定管理者などの業務委託要件に障害者雇用を義務付けること。また、障害者雇用の観点から、施設の内容に応じて指定管理者として都市施設公社を指名するなどの工夫をすること。

- ⑳ 重症心身障害児の入所施設の設置については、07年度までの障害者福祉計画に盛り込まれているにもかかわらず、達成できなかったことを踏まえ、市として早期に建設をすること。また、重症心身障害児者の緊急一時入所のニーズに対応できていない状況を早期に改善すること。
- ㉑ 重症心身障害児者に対するサービス供給体制が不十分であるため、早期に改善を図ること。
- ㉒ 県は重度障害者医療補助制度に一部負担金の導入を盛り込んだが、制度の後退について県に撤回を求めること。また、一部負担金は徴収しない。そして、助成対象を精神障害者にも拡大するように県に要望するとともに市としても対応すること。
- ㉓ 点字図書館を充実させ、土・日も開館すること。

#### (四)子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

- ① 若い世代の子育て支援家賃補助制度を新設すること。
- ② 児童扶養手当の改正により実施することになった離婚後5年を経過したひとり親に対する扶養手当支給の減額措置について、改善はされているが、実情を無視した減額ありきという法の趣旨を改めるよう国に要望すること。
- ③ 乳幼児の遊び場となる広場は、母親同士のコミュニティーの場ともなり各地で喜ばれている。借地整備の手法も含めて積極的に要望に応じて増やすこと。
- ④ 乳幼児の医療費無料化については、所得制限枠をこの10月から上げたが、すべての年齢の所得制限をなくす。また、一部負担金を導入した県のかわりに本市がカバーする決断をしたことに敬意を表する。今後も、県内の他の自治体の動向に左右されることなく、この姿勢を貫くようにすること。
- ⑤ 少子化対策の要となる保育所の充実を重点施策としてすすめる。保育料の父母負担の軽減をすすめるとともに、職員の体制を充実して、零歳児保育のいっそうの拡充、保育園の時間をさらに延長するなど充実させる。私立保育所に対する助成を抜本的に増額すること。
- ⑥ 共同運営の学童保育については、補助金の充実を含めた支援をさらに拡充する。家賃については公共施設利用が難しい場合は、公共施設を利用している学童保育と格差が生じないように、全額を補助すること。諏訪小学校の改築に当たっては、学童保育の施設の確保につとめること。
- ⑦ 各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する軽減分を市が助成すること。
- ⑧ 生活保護世帯でも学童保育を利用できることを周知すること。

#### (五)後期高齢者医療保険制度の撤廃を要求するとともに、医療・保健の充実をはかる。

- ① 市立病院の医師・看護婦等の確保は待ったなしの課題である。最優先でとりくむこと。
- ② 保健師を増員し、保健事業に見合う十分な体制をつくること。
- ③ 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にするよう国に強く要望する。
- ④ 国民健康保険の減免制度を利用できる範囲があまりにも少なすぎるので、条例で定められているように所得の激減した方も受けられるように運用を改善すること。また、介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。
- ⑤ 資格証の発行については、現在のやり方を早急に改める。特に納付相談員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改め、納付相談をもっと充実するため、職員の増員もはかる。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。
- ⑥ 保険料の滞納は子どもには責任がない。子どもの命と健康を守ることは社会全体の責任であるので、子どもには保険証を発行し、資格証を即刻やめる。また、特に法令では「公費負担医療受給者」については、資格証を発行しないことになっているので、現在の対応をすぐに改めること。
- ⑦ 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、拡充すること。
- ⑧ 180日以上入院に対する入院基本料が保険外併用療養費とされているが、患者負担を軽減する助成制度を創設すること。また、(入院時生活療養費いわゆる居住費)についても低所得者に対する補助制度を作ること。
- ⑨ 国の医療制度改革は、医療を抑制するものであり、市民の生活と健康に大きな打撃を与えることから早期の見直しを求めること。後期高齢者医療保険制度はすぐに中止するよう、撤回を求めること。

#### (六)市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 消費税は所得の低い人ほど重くなる最悪の大衆課税制度であり、いかなる名目の消費税増税にも反対する。食料品・生活必需品非課税を実施するよう要求すること。
- ② 生活保護に従事するケースワーカーに欠員がでないよう充足するとともに親身に対応すること。
- ③ 生活保護費の母子加算、老齢加算の復活を国に要望すること。

- ④ 児童扶養手当を父子家庭にも支給するよう国に働きかける。当面市で支給するなど父子家庭への支援を母子家庭と同様のものとするよう努める。またその他、市で行う支援策についても母子家庭と同様になるよう改善すること。
- ⑤ ごみの減量は市民の協力が欠かせない。家庭用ゴミ収集の有料化は市民の協力が得にくくなるなど、減量化に逆行する恐れがあるので絶対におこなわないこと。
- ⑥ 市税滞納者へ市営住宅入居制限などの生活権を侵害するような制裁はおこなわないこと。
- ⑦ 行財政改革は市民サービス向上を基調とし、事務の簡素化などによる経費の削減やムダの排除につとめる。各種サービスが「受益者」負担の適正化と称して有料化など市民に負担転嫁されているが、財政運営の観点だけでなく公共が果たす役割や行政目的などを十分に考慮し、「受益」について見直し検討すること。
- ⑧ 地方交付税制度は、自治体が住民にナショナルミニマムを提供することを財源の面から保障するものであり、地方自治体の自主財源であることをはっきりさせ拡充するよう努力する。また三位一体の改革と称して削減された交付金については国に補てんを求めるとともに、財政需要が適切に積み上げられるよう需要額の算定について自治体の意見を反映するよう国に求めること。
- ⑨ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的発展を阻害している米軍基地の返還を強く求める。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。
- ⑩ 市の各種審議会などの女性委員の比率をさらに高めること。

## 2 教育・文化・スポーツ

### (一)憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 「日の丸」「君が代」の押し付けは憲法で保障された内心の自由を侵している。「国旗及び国歌に関する法律」（「国旗・国歌法」）の制定時に「国民に押しつけるものではない」と言明していたにもかかわらず、「日の丸」「君が代」の押し付けが横行している。特に教育現場では「指導」と称して教職員に職務命令で処分まで持ち出して押し付け・強制している。教育原理に逆行することが教育の場でまかり通っているのは異常を通り越している事態と言わねばならない。教育の条理が失われ、学校に明るさが失われている現状を直視し、教職員にも、生徒児童にも押し付けはやめる。「君が代」斉唱の音量調査などは常軌を逸して

いるので中止すること。

- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「子どもの権利条例」を制定し、子どもの健やかな成長を保障する礎にすること。
- ③ 30人以下学級の実現のため、国・県の動向を見守るのだけでなく、早期実現をはかる。当面、市独自に小・中学校の一年生から段階的に実施すること。
- ④ 学力回復のための学習や不登校児童・生徒の学習の機会を学習権の保障という見地から民間団体との連携・協力を得ることも含め、多様な形で充実させる。また、民間団体の保護者負担を軽減できるよう、連携・協力関係にある民間団体への財政支援を拡充する。特に出席扱いとして認めた場合などは出席扱いに応じた財政支援をすること。
- ⑤ 体験・見学や米軍との交流など、米軍・自衛隊の活動に児童・生徒がかかわるようないかなるとりくみもしないこと。
- ⑥ 教職員が息の詰まるような職場では、子どもたちが喜んで通学する学校にはならない。子どもたちがのびのびして活気に満ちた学校づくりのために、職員会議が上からの一方的押しつけにならない教育の場にふさわしい職員会議のあり方が求められる。都教委のように挙手や多数決を禁じたりすることはあってはならない。校務の運営が適切かつ円滑であり、創造性豊かな学校運営のためにも職員会議の民主的運営がつかぬかれるよう配慮すること。
- ⑦ 免許更新制度に反対し、制度の撤回を求めること。
- ⑧ ゴミ減量、資源化のための分別、たい肥化や自然エネルギーの活用、二酸化炭素の削減の国際公約の実行など、あらゆる場面で環境教育を重視し、実践的教育に生かす。各学校の環境教育の取り組みを交流しあう場の提供を作るなどして、今まで以上に環境教育の拡充に努めること。
- ⑨ 学校選択制は、教育的でない学校間競争が強いられたり、いたずらに特色づくりに忙殺されたり、ゆとりある教育が出来にくくなるおそれや地域の教育力を低下させるおそれがあり、マイナス面が否定できない。選択制の見直しも含めて検討すること。
- ⑩ 全国一斉学力テストは百害あって一利なし、実証済みのものである。今回もすでに問題が発生している。今後の参加は取りやめること。また、今回のテストの結果の利用については順位付けなど競争を煽るようなことのないよう慎重に配慮すること。

**(二)小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。**

- ① 学校給食の自校方式を守るとともに、民間委託はおこなわない。中学校の完全給食の実施をめざし、検討委員会（仮称）を設置し、具体化のための検討をはじめ。食育が取り上げられているが、給食を教育の一環としていっそう充実させる。給食調理員の待遇改善をすすめること。
- ② 雨漏りの修理、床の張り替えなど学校現場からの要望には優先して応えられるよう、学校の修繕費、管理運営費を増額すること。
- ③ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を大幅に増額し、保護者負担のなしの公教育を実現すること。
- ④ 学校プールの全校設置を早期に実現する。さしあたり、学校プールのない学校には利用しているプールまでの距離が長い場合にはバスの配置を増やすなど、現場の要望にこたえること。
- ⑤ 各学校のトイレ（第二系列）改修をすすめること。

### （三）障がい児教育の充実をはかる。

- ① 障がい児（特別支援）学級の設置校を増やすと同時に、通常学級及び障がい児学級の障がい児に対し、親の付き添いがなくとも就学が保障されるよう介助員の増員や複数教員の配置をすすめ、子どもにあった教育をひきつづき推進する。学習障がい児の学習の場の保障や障がい児教育に適した教室の改造、エレベーターの設置など、施設・設備をさらに拡充すること。
- ② 08年度、養護学校に看護師の配置を増やした分を教師の配置を少なくしたが、教師の配置を元に戻し、職員配置の充実を図ること。
- ③ 同性介護の視点から男性介助員を増員すること。そのために介助員の賃金や社会保険の加入などの条件を充実させること
- ④ 市立擁護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。普通校からの転任者は障害児教育に未経験であるため、十分な研修や専門的な教育を受けられるようさらに取り組みを拡充すること。
- ⑤ 特別支援学級と普通級の交流、養護学校と近隣校との交流をさらに広げるとともに交流教育に対応する教員の配置を増やすこと。
- ⑥ 県立岩戸高校跡地に特別支援学校を設置することになったが、詳細が分からないので、市として県に対し利用する子どもの保護者の意見を十分に取り入れること、また、地域との連携を図る必要もあることから市として地域の要望を県に伝えるよう努めること。

#### (四) 高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 全日制高校への進学率低下は重大である。公立全日制の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県とともに努力すること。
- ② 私立高校は公立高校と並んで国民の教育を受ける権利を保障する公教育の担い手であり、私立学校振興助成法でも「修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資する」としている。しかし、経済的負担の公私格差は大きく、企業のリストラや不安定雇用の拡大など経済格差がひろがっている中で授業料が払えずやむなく私学を退学する生徒が増えているのが現実です。これでは私学の建学の精神に共鳴し私学を望んでも経済的に恵まれない家庭の子どもは私学から排除されてしまう。したがって、私立高校への助成を引続き増額し、父母負担の公私格差をなくして、私学を希望する誰もが私学教育を受ける権利を保障する公の責任を国、県とともに果たす。また、私立高校の授業料補助について県に要請するとともに市としても検討すること。
- ③ 市立学校の授業料等に関する条例第6条の滞納者の措置に関わる規定が、「授業料の納期内納付の促進と滞納の早期解消を図ることを目的にしたもので、授業料滞納者を直ちに処分するものでない」とのことですが、そうであれば退学勧告などという「おどし」の表現は教育の場に相応しくないので改めること。滞納は多くの場合当該生徒の責任ではないので、滞納を理由に生徒の学習権を侵したり、指導上好ましくない制裁的措置が絶対におこなわれないようにすること。
- ④ 県の奨学制度の充実を県に要請するとともに、市の奨学制度を充実させる。奨学金を受ける資格があり、応募した子どもにはすべて受けられるよう制度の拡充をはかること。

#### (五) 社会教育の充実をはかる。

- ① 新中央図書館については、もっとじっくり時間をかけ市民の意見をきくこと。市民アンケートに見られる要望は現在の図書館の改善にも生かす。いまの建設予定地は南街区の「共同施行協定書」解除問題をすっきりした形で解決できない恐れがあるので、候補地から除外し、建設場所の再検討を市民参加ですすめる。建設時期については、現に利用できる図書館が存在するので、いまの経済

状況、市財政状況が好転するまで延期すること。

- ② 図書館の蔵書をふやし、図書司書も増員し、市民ニーズに応えるよう充実させるとともに、民間委託や指定管理者の導入はやらない。各図書館のバリアフリー化を促進し、障がい者が利用しやすいように抜本的な改善をすすめること。
- ③ (仮称)西図書館の建設を新中央図書館に優先してすすめ、図書館ネットワークのいっそうの充実をはかること。
- ④ 市民の多様な公民館利用のニーズに応えるため、専任職員体制に戻し、地域活動の強化・継続性の保持をはかる。また、公民館・自治活センターのコミュニティーセンターへの統合で施設・駐車場利用の有料化をおこなわないこと。
- ⑤ みんなの家などの図書を増やし地域児童文庫として充実させること。
- ⑥ 博物館をいっそう発展させるため、学芸員の研究の継続性、自主性と専門性が尊重され、力が十分発揮されるよう収蔵庫の拡張など環境を整えること。

#### (六)スポーツ振興と余暇施設を充実する。

- ① 公認五十メートル市営プールを建設する。
- ② 運動公園の利用者は道具を持参してくる場合が多く、図書館と読書室のように駐車場は運動公園と一体のものである。健康都市よこすかづくりのためにも駐車料を無料に戻すこと。
- ③ しょうぶ園、プール等、市の施設を障がい者(介護付添人)や高齢者、児童が個人使用の場合でも無料で利用できるようにすること。
- ④ 野比の公園建設については花の国と一体化するとともに、ごみ処理用地として市が取得した土地の活用、源氏ボタル、山椒魚などの貴重な環境の維持と整備、共済病院との土地の煮詰めをおこなって実現すること。北武断層問題は建物を建てる公園としなければ問題がないので当初計画通り実現すること。
- ⑤ 市のすべてのスポーツ施設のバリアフリー化を早急に推進すること。

### 3 防災、まちづくり、環境

#### (一)都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機浦賀工場(旧浦賀ドック)跡地を含む浦賀のまちづくりにあたって、市の主体性を発揮し、「街が博物館」「歴史と文化のまち浦賀」の特徴を生かせ

- るよう、住友重機からできる限りの土地無償提供を求めてすすめること。
- ② 常設型住民投票制度を含む自治基本条例の制定にむかって市民への情報提供を活発におこない、広く市民の声が反映できる方法を採用しながら積極的にすすめること。
  - ③ 開発行為等の指導にあたってはまちづくり関連の諸条例を住民に軸足をおいた運用に徹し、住民同意形成のしくみが有効に機能するよう最大の努力をする。工事を途中で投げ出すことのないよう、資力・信用調査を厳しくする。また、駐車場の確保、公共事業の代替地提供、高齢者のための公共施設用地の確保、ゴミ処理問題にも対応するようにする。小規模開発についても住民同意を重視すること。
  - ④ 国会でも「道路特定財源」としての税が大きな問題になり、道路建設計画の見直しが言われているもとの、必要性の薄い超大型の東京湾口横断道路建設はやめる立場に立つこと。
  - ⑤ 金田湾沖への首都圏第三空港の立地は、環境、安全、財政、アクセスなど多岐にわたる問題が存在しており、また住民にとって必要性が乏しく合意も得られていない。候補地の要望を取り下げ、誘致活動はやめること。

## (二)市民参加で環境行政を推進する。

- ① 広域化は2市となったが、資源化を推進し、焼却処理や埋立処理をできるだけ減らしていくという目標を維持するとともに、協力できる処理毎の協定など柔軟な協力態勢で各自治体の意思がより尊重される形態を追及すること。また、市民への情報提供を積極的にすすめ、市民とともにごみ問題にとり組むこと。本市ではバイオガス化をすすめると同時に、植木せん定材の堆肥化など、焼却や埋立処分量の減量にいっそう全力でとりくむこと。
- ② 芦名地区産業廃棄物最終処分場の供用が開始されたが、市として処理水を公共下水道に接続する問題、廃止問題、道路移管の問題、さらにしゃ水シートが破れたり、寿命によって有害物が漏洩したときの問題などに対し、どのように対処するか研究・検討すること。
- ③ ごみの減量は市民の協力が欠かせない。家庭用ゴミ収集の有料化は市民の協力が得にくくなるなど、減量化に逆行する恐れがあるので絶対におこなわないこと。(再掲)
- ④ 持ち込みゴミの受け入れ時間を市民要望にそって午後5時まで延長すること。
- ⑤ 健康福祉部、町内会・自治会と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集、ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。

### (三)公園・緑地を整備し、環境保全につとめる。

- ① 緑地の保全と創造につとめ景観重視の美しいまち・風格を備えたまちづくりにむかって私権制限を含むルールを制度的にも確立してとりくむこと。また生産緑地（市街化区域の長期営農地）の必要な買収財源のためにも緑基金の積立を当初の趣旨に従って再開すること。
- ② 公園や河川・水路等の維持管理を民間委託でおこなっているが、良好な管理となるよう入札時の提示条件と適正価格に配慮すること。業務管理についてはパトロールやチェック体制を強化すること。
- ③ 国営公園の建設にあたって、「三浦半島公園構想」を策定して誘致活動をおこなっているが、県民一体となってより積極的な活動展開で早期実現をめざすこと。
- ④ 海の手公園の運営にあたっては地元業者への発注を増やすことと利用者や付近住民の意見や要望を真摯に取り入れ、PFI事業者との関係や営業状況を公開すること。
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止工事のいっそうの促進をはかるとともに、5メートル以上の指定基準と同様の工事採択基準となるよう鋭意努力すること。
- ⑥ 谷戸や法地の階段歩道に手すりを設置することはお年よりや体の不自由な方にとっては欠かせない。私道に8割助成の制度があるが政策上の措置として全額市費で設置すること。

### (四)便利で快適な暮らしを支える都市整備を。

- ① JR・京急に働きかけ、各駅へのエレベーター・エスカレーター設置をひきつづき実現すること。
- ② JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。
- ③ 交通渋滞を引き起こすような場所への大型店の立地を規制できるような土地利用（ゾーニング）を検討すること。
- ④ 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多い。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については交流人口の増加と「農村活性化」などの観点からも必要幅員確保のためのセットバックを農地の無償提供を含む手法をとるなど、高田橋まで道路整備をした見事な実績を持つ市が音頭をとって地元の地主や関係者と協議をすすめて実現をはかること。

- ⑤ 「安浦下浦線」の整備がすすみ、しらとり園前から一方通行村岡橋経由グリーンハイツ、京急長沢駅方面入口に信号も設置されました。しかし村岡橋に入る道路は角度がきつく歩行者と車がすれすれで行き違う危険な状態が放置されたままになっています。早急に村岡橋の拡幅と橋の角度を改善すること。
- ⑥ 市道長沢橋に3メートル歩道を早急に設置すること。北下浦プラザからの人の流れにも配慮して横断歩道・橋の歩道をお年寄りにも安心設計にすること。
- ⑦ 長沢2丁目の京急踏み切りは幅が狭い上に傾斜があり道路との角度も急で大変危険なので早急に拡幅すること。
- ⑧ 野比から県立老人特養ホームに至る市道は補修が必要になっているので早急に整備すること。
- ⑨ 野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切は車1台が通れる幅しかないので、国道から踏み切りまでの距離もなく、葬儀などがあると踏み切りで車が向かい合いの状態になって国道から入れず待機となる。この地点は国道がカーブしているところでもあり死亡事故も発生している。踏み切りと道路をただちに拡幅すること。
- ⑩ 佐原の三浦一族の記念塚の整備と案内板の設置など文化財としてしっかり位置づけること。
- ⑪ 東浦賀～かもめ団地間の道路で東叶神社の法面下の鉄くず撤去と土石の落下を防ぐ工事をおこなって通行人の安全をはかること。
- ⑫ 金谷駿河坂線にかかわっての交通安全対策については地元の要望や個人的な要望にも応えて早急に完成させること。
- ⑬ 京急バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
- ⑭ 佐島から国道路線に出てバスを乗り換える場合の時間接続をおこなうことと朝の診療時間は特段の配慮をするよう京急と協議すること。
- ⑮ ノンステップバスは公費負担の導入で30台程が走っているが、事業者の独自の努力も要請して増車をはかること。
- ⑯ 市営住宅の建設・確保に力を入れるとともに、障がい者同居住宅、老人同居住宅の建設を一層促進する。高齢者・障がい者にやさしい建物にする。既存市営住宅へのエレベーター設置などバリアフリー化をさらにすすめること。
- ⑰ マンションの耐震化改修への助成を急ぎ具体化すること。
- ⑱ 大量水需要者に循環水利用施設・雨水利用施設の設置の協力を求めると共に、雨水の有効利用をすすめる。水道水の需要抑制は事業収入の減少となるが、市全体のコスト削減、河川の環境改善などの観点からとらえてすすめること。
- ⑲ 宮ヶ瀬ダム建設費の一部負担を含む相模川水系建設第1期事業の企業債の元利償還金が神奈川県内広域水道企業団の大きな財政負担となり、受水費の上昇を

招き、構成団体の水道事業経営を圧迫しているが、現行の水道料金水準を維持するため、企業債について、政府資金等良質資金の枠の拡大を図るとともに、利率の引下げ、償還年限の延長など発行条件の改善と高料金対策借換債については政府資金も対象とするなどの要件の緩和について、国及び関係機関へ働きかけること。

- ⑳ 水の需要減の一因である一定規模以上の大口需要者が移転・撤退するような場合の負担を企業団体などに求めることなどを検討するとともに、施設拡張は国が誘導した事業でもあることから、国費の大幅導入をはかり水道財政の圧迫を防ぐとともに市民に負担転嫁しないようにすること。
- ㉑ 水需要予測を自主・民主・公開の原則のもと、科学的におこない、現在保有する過剰施設の思い切った統廃合などをすすめ、効率的経営につとめること。
- ㉒ 需要の減少により相対的に過剰施設をかかえた形となっているが、このコストを一般家庭に転嫁することのないよう、水道料金体系に月量500トン以上にもランクを設け、大企業・米軍・自衛隊などの大量水需要者の料金を県営水道並に引き上げるなど累進制を高度化し、一般家庭用料金の値上げを抑える料金体系に改める。また、一人暮らしの高齢者などの負担を軽減するため、基本水量を月8トン以下に引き下げるよう改善すること。
- ㉓ 一般家庭用の公道への敷設管はすべて局負担とすること。
- ㉔ 下水合流地域の改善事業は経費負担・事業手法を含めて住民の納得と合意を大切にすすめること。
- ㉕ 下水料金の一人暮らし高齢者などの負担を軽減するため、水道に連動して基本水量を月8トンに引き下げる。市民、中小業者の下水使用料金を低額に抑えるため、下水道料金体系への資本費の導入はこれ以上おこなわないこと。また、現在の料金体系の従量区分を月500トン以上の所にもランクを設け、累進性を高めるなど検討すること。

#### **(五)防災対策を強化し、安全なまちづくりをすすめる。**

- ① 地震のハザードマップを活用し、きめ細かく出前トークなどをおこない、ひきつづき災害につよい市民づくりにつとめること。
- ② 金田湾に面した海浜の抜本的浸食対策は若山牧水の詩に詠われた景観に配慮し、東京湾側に残された数少ない自然海岸を活かしつつ実施をはかる。北下浦海岸浸食対策事業の工期短縮・早期実現をはかること。
- ③ 消防広域化に反対するとともに、「消防力の整備基準」の人員数の達成に特段の努力をすること。

- ④ 史上最大の社会的災害になる可能性があると言われるアスベスト災害がこれ以上拡大しないよう万全な対策を講ずること。

## 4 産業と地域経済

### (一)大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 大企業による生産拠点の移転や生産の縮小・リストラなど地域経済に混乱を与える問題に対して、国・県に規制を求めるとともに、市として事前の情報収集及び関係下請け企業、労働者の実態把握につとめ、大企業が本来もっている社会的責任を果たすことを求める立場から企業との協議をおこなうこと。
- ② 企業等立地促進制度については、地域雇用・正規雇用の拡大を義務付けること。
- ③ 企業立地促進制度は、その費用対効果が計れず、投資効果が示せない以上、中小企業支援とするよう見直すこと。特に拡大再投資奨励金はやめること。
- ④ 教育・福祉拡充などでの雇用拡大や公共施設の小破修繕やメンテナンス等の仕事をふやすなど、市として雇用対策につながる措置を講ずること。
- ⑤ 近年問題となっているワーキングプアの対策を強化するためパートタイマーや臨時雇用、派遣社員などの相談事業を充実させ、相談窓口「雇用・リストラ110番」を設置すること。
- ⑥ 市発注工事はもとより、国、県やその外郭団体の市内工事及び民間大手企業などの受注工事に付いても市内業者に仕事が確保できるようにすること。
- ⑦ 市発注工事、物品購入など市内中小業者優先発注を堅持すると共に、各部局にも市内中小業者優先発注を徹底する。また、分離分割発注は市内業者が受注すれば税収増として循環することも考慮し、全体として地域経済を活性化させる立場から促進する。公社など市外郭団体も準ずるようにすること。

### (二)農・漁業を振興する。

- ① 日本の農漁業の発展と国民の食料の自給率向上、食の安全という観点に立って本市の農漁業政策を推進すること。
- ② 農業・漁業体験の場を多く作り、後継者育成の支援をはかること。
- ③ 農漁業を国土政策に位置づけ、産品の価格保障を実現するように国に求める。市としては地産地消のとりくみをすすめる。また、燃料や穀物の高騰に対する

対策を国に求めること。

- ④ 農・漁業を発展させるためにも山を守り海を守る対策を強化すること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。

### **(三)中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。**

- ① 大型店の出店計画または変更は事前協議を求め、関係商店会の意向を汲み入れ、事前事後の影響調査を徹底する。また、大型店出店問題を地域のまちづくりの視点からも検討し、お年寄りが安心して買い物ができるかなどを含め、周辺環境への影響調査を義務づけるなどのルールをつくる。そして大型店の出店によって地域の生活環境が壊されないようにするとともに、地域の商店街がまちづくりに果たしている役割をいっそう発揮できるようにして地域商店街の振興をはかること。
- ② 県が制定しようとしている「中小企業活性化条例(仮称)」は、地域経済の中心的な役割を果たしている市内中小企業者の振興や雇用、生活の安定・向上、健全なまちづくりに寄与する内容となるよう県に要求すること。また、それに基づき、総合的な中小企業振興策を抜本的に強化すること。
- ③ 横須賀市内の中小商工業者に対する入札の優先措置を強化しながら、電子入札と地域経済の健全な擁護・育成を両立させること。
- ④ 市内中小業者の受注能力の向上と体制確立のため、技術革新の指導と援助を強め、雇用の促進をはかる。公共事業の下請け労働者の賃金未払いを防止するとともに、適正な賃金が支払われるよう独自施策を講ずる。公契約条例の制定をめざすこと。
- ⑤ 地元小売商店振興策を抜本的に充実する。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。

## **5 非核・平和、基地問題**

### **(一)有事体制に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。**

- ① 国際紛争を武力ではなく、話し合いで解決するということが国連の大原則であり、世界の流れであることがイラク戦争をめぐる各国のとりくみでいっそう明

らかとなりました。憲法 99 条の憲法擁護義務を負う公務員として、また憲法に依拠した軍転法を市是とする横須賀市長として、第 9 条をはじめとする平和憲法を擁護する立場を明確に表明すること。

- ② イラク復興支援特別措置法から逸脱して米軍支援が主務になっている航空自衛隊の派遣は名古屋高裁でも違憲であり、イラク特措法にも反すると明確に判決されています。速やかなるイラクからの撤兵を国に要求すること。
- ③ 「国民保護計画」の策定は、戦時態勢づくりにつながるものであり中止する。国際紛争を武力ではなく話し合いで解決するという世界の流れからみても、また政府自身も認めているようにいまの日本に武力攻撃事態が想定される可能性はない。この「国民保護計画」に関連する予算措置をおこなわないこと。
- ④ 米軍基地の存在は旧軍港市転換法（以下「軍転法」という）の趣旨に反している。武力によらない世界平和の実現をめざした日本国憲法にもとづいて「平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする」とうたっている「軍転法」の立場から基地対策を強化する。対等平等の関係にない米軍、ましてや戦争を主任務としている米軍に対し、「友好」などということはありません。したがって、米軍との「友好」施策、基地の観光化政策などは直ちに止める。真の日米友好関係の確立に努めること。
- ⑤ 「有事関連法」「周辺事態法」などの発動を許さず、市民犠牲となるような協力はいっさい拒否すること。
- ⑥ 戦前、戦後の暮らしや戦災などの貴重な資料を散逸から守るとともに、貝山地下壕など戦跡の保存につとめ、反核平和に関する資料とともに収集・管理・展示の諸活動を充実発展させること。
- ⑦ 米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが米国の公開文書によって明らかにされている。この密約が破棄されず現存しているとすれば今後もこの密約によって横須賀への核持ち込みがなされる可能性がある。「非核都市」を宣言している責務として、核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請する。「軍転法」適用四市で国の内外へ核兵器廃絶の訴えをおこなうこと。
- ⑧ 市内産業の軍需化防止策をとるとともに、軍需産業の誘致はしない。「軍転市」にふさわしい横須賀づくりをすすめること。

## **(二)原子力空母の横須賀配備を撤回するとともに、基地返還を促進する。**

- ① ジョージ・ワシントンの火災事故、乗組員の殺人事件関与、原潜ヒューストンの放射能たれ流しなど、ファクトシートの安全説明が完全に破たんしている。

原子力空母の横須賀配備容認を撤回する。原子力空母母港化の是非を問う住民投票をおこない、住民の総意を尊重すること。

- ② 第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 無法埋立によってつくられた泊浦湾の用地の基地拡張・強化につながる利用に反対するなど、無法を許さないという地方自治体としての筋を通すこと。
- ④ 長井住宅跡地の通信施設の早期返還を求めること。
- ⑤ 日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。水上機の滑走水域として設定された漁業制限水域は、水上機がないもとは必要がないと思われるが、国にこの確認を米軍に求めるよう要求し、制限水域の解消を求めること。
- ⑥ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。（再掲）
- ⑦ 関東自動車の工場用地を自衛隊が取得することは、「軍転法」がめざした平和産業港湾都市の建設に逆行するものであり許されない。このようなことがこれからも予測されるので、「軍転法」に基づき払い下げられた民間企業用地が売却される場合、「軍転法」の目的に反して軍事利用されることがないように防止策を講ずる必要がある。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないとともに、住民本位で跡地の平和利用をすすめること。
- ⑧ 市営長浦埠頭の自衛隊使用は集約移転といっているが、ここを自衛隊が使用するようになると基地機能が強化されるとともに周辺に拡大することが懸念され、「軍転法」がめざした都市像に逆行する。これ以上の自衛隊基地が強化・拡張されないよう防止策をとるとともに、市民、議会ともよく協議すること。
- ⑨ 大矢部弾薬庫跡地の文化財調査を早期に実施するとともに、利用計画を市民参加で作成する。横須賀市への無償譲渡を国に求め、市民本位の利用ができるようにすること。
- ⑩ 米軍基地に対して住民参加で跡地利用計画をつくり、都市計画決定をする。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

### **(三)基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。**

- ① 原潜ヒューストンが2年以上にわたり放射能をたれ流し、横須賀寄港時にも排出していたことが米軍の発表により明らかになったが、市は何の対応もしていない。また、06年9月の原子力潜水艦ホノルル号の放射能放出のときには、環境や人体に影響がないとして原因究明を放棄し容認した。これでは今後も同じ

ようなことが繰り返される。横須賀港での一切の放射能放出を容認しないことを明言するとともに、モニタリングボートによる監視体制の強化などモニタリング体制の抜本的見直しを国に要求すること。

- ② 池子住宅の米軍人軍属の移動については基地のバスを使用するなど交通量を減じて逗子・横須賀で交通渋滞を起こさないよう申し入れること。
- ③ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。
- ④ 原子力艦船に対する防災対策は、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求すること。
- ⑤ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し国内法を遵守させること。
- ⑥ 浦郷倉庫地区、吾妻島倉庫地区の撤去を要求すると共に、石油コンビナート等災害防止の特別防災区域の指定等に準じた対策を求め、市民の安全と海岸の保全をはかること。
- ⑦ 米軍基地内での油もれ事故が連続し、多発しているが、原因不明のままになっているものが多い。原因の徹底究明、再発防止策を厳しく要求し、公表させること。
- ⑧ 米艦船に対し、港湾法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法などの国内法の遵守を要求すること。
- ⑨ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう国に要求する。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（R P P）は実質的な基地拡張であり、市財政負担の増大にもつながるので、市に権限がないとはいえ、反対の意思をハッキリと示すこと。
- ⑩ 米軍への水道料金は総量で算出し、米軍住宅の共同住宅扱いをやめること。一般市民に対して共同住宅扱いを適用しているところが極めてわずかであるので、市内の共同住宅扱いを解消して給水条例から共同住宅扱いの条項を削除すれば米軍基地内の共同住宅扱いをやめることが可能になる。
- ⑪ 市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出した実費を要求すること。これらのコストに市費が投入されているが米軍人・軍属はこの分の負担を免れている。それを市民が負担しなければならない理由はない。
- ⑫ 地位協定の改善は運用の改善ではなく、抜本的見直しを国に要求する。とくに屈辱的な刑事裁判権規定を改めるとともに、第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄をつよく国に要求すること。
- ⑬ 米兵による痛ましい事件が後を絶たない。基地に対する市の「友好関係」優先

の姿勢が米軍・米兵に誤ったサインと受けとられ、厳しさが伝わっていないと思わざるを得ない。米兵犯罪根絶のためには、「友好関係」を断絶するなどの厳しい対応が求められる。事件が根絶できない場合は長期の夜間外出禁止措置など申し入れる。被害実態の把握、犯罪白書の作成なども犯罪防止に役立つものであり、市民の協力を得て取り組むこと。

- ⑭ 基地交付金は固定資産税額に見合う額とされていたが、長期にわたって据え置かれている。自衛隊基地の全ての施設を交付金算定の対象にさせるとともに、基地交付金を大幅に引き上げるよう要求すること。